



広報資料

問い合わせ先

第一管区海上保安本部警備救難部

環境防災課長 田中 公一

Tel 0134-27-0118 (内線 3310)

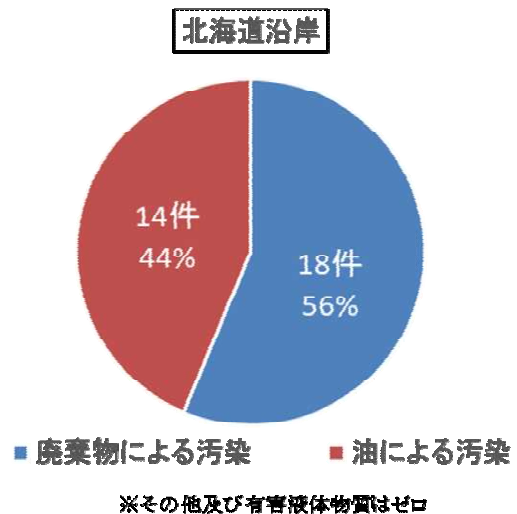
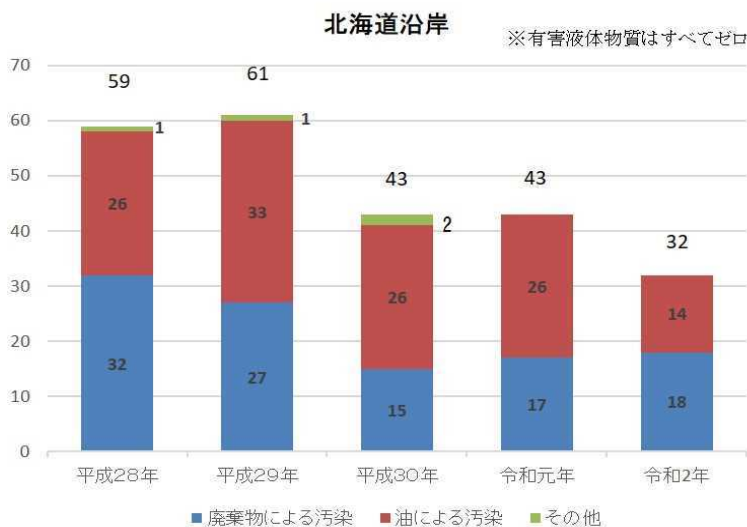
令和2年の海洋汚染の現状について(北海道沿岸)

北海道沿岸の海洋汚染の件数は32件(全国では453件)

令和2年1月1日から同年12月31日までの間に第一管区海上保安本部は135件、延べ3,580人に対して海洋環境保全推進活動を実施し、同期間の北海道沿岸における海洋汚染確認件数は、32件(前年比11件減)、うち 廃棄物による海洋汚染は18件(56%)、油による海洋汚染が14件(44%)という状況でした。

北海道の沿岸での廃棄物による汚染は、一般人による家庭ごみの不法投棄が多い状況であり、また油による汚染は取扱不注意による船舶からの排出が多い状況でした。

海洋汚染確認件数(廃棄物、油等の種別)



海洋環境保全指導・啓発活動の推進

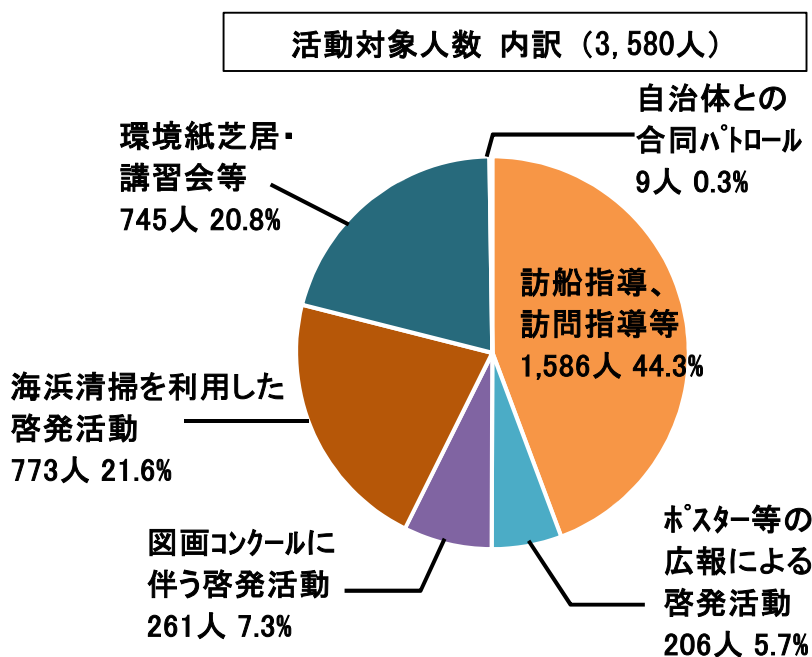
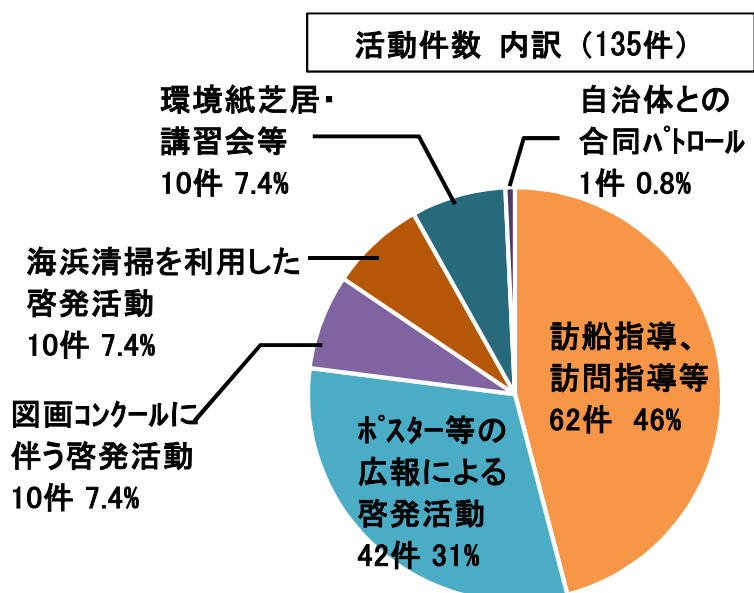
令和2年の海洋汚染の現状を踏まえ、令和3年は新型コロナウイルス感染症の感染防止を引き続き徹底し、次の2点を推進します。

- ・廃棄物による海洋汚染対策については、漁業関係者や釣り人を含む一般市民を対象に不法投棄防止の呼びかけや指導を強化します。また、一般市民とともに海浜清掃を行い、これにあわせて漂着ごみ分類調査や海洋環境保全教室を実施するなど、身近なごみが海洋汚染につながる現状について体感してもらう活動を引き続き推進します。
 - ・油による海洋汚染対策については、海事・漁業関係者を対象とした初歩的なミスに対する注意喚起を促すための各種指導を引き続き推進します。
- ※ 詳細は、別添の「資料」をご参照下さい。

令和2年の第一管区における海洋環境保全推進活動状況

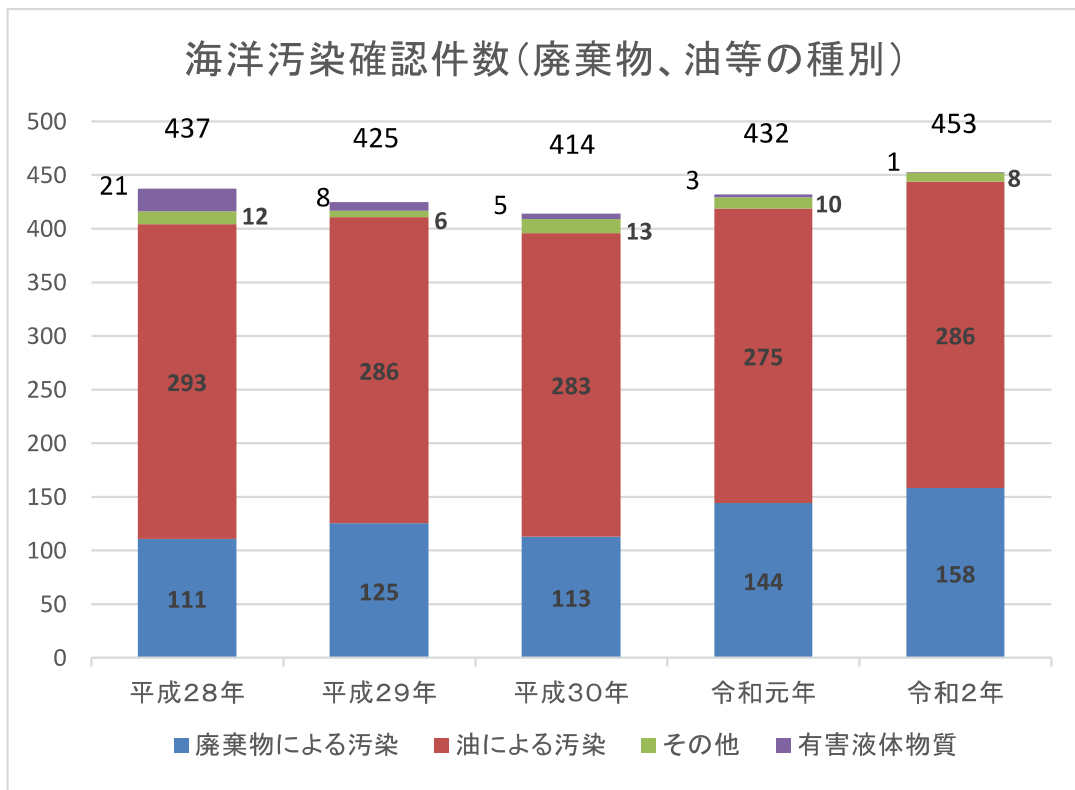
令和2年に第一管区海上保安本部が行った海洋環境保全推進活動の総数は135件であり、内訳は訪船や訪問による指導62件、ポスターやメディア等による啓発活動42件、図画コンクールに伴う啓発活動10件、海浜清掃を利用した啓発活動10件、環境紙芝居・講習会10件、自治体との合同沿岸調査パトロール1件でした。

同活動の対象となった一般市民、海事関係者及び漁業者等の方々は延べ3,580人となりました。(内訳は以下のとおり)

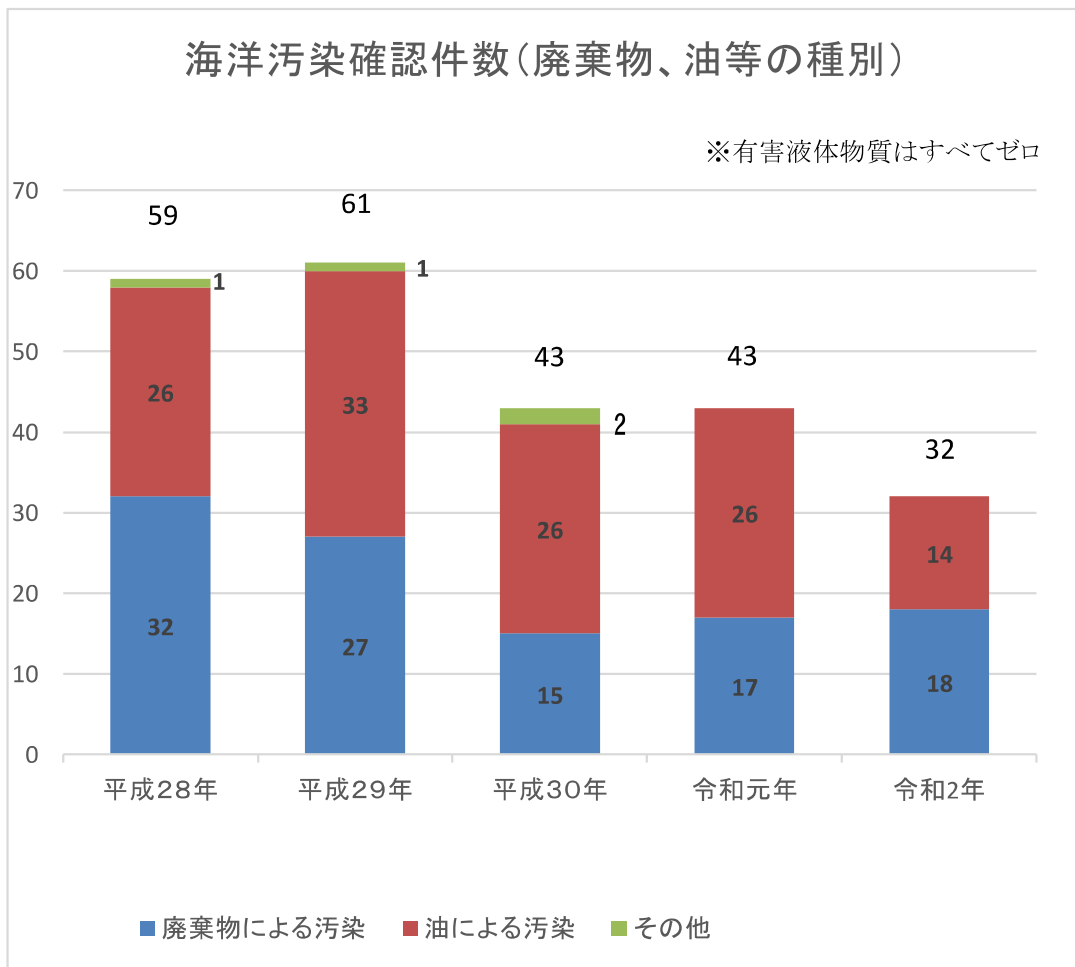


海洋汚染確認件数の推移(過去5年)

全国

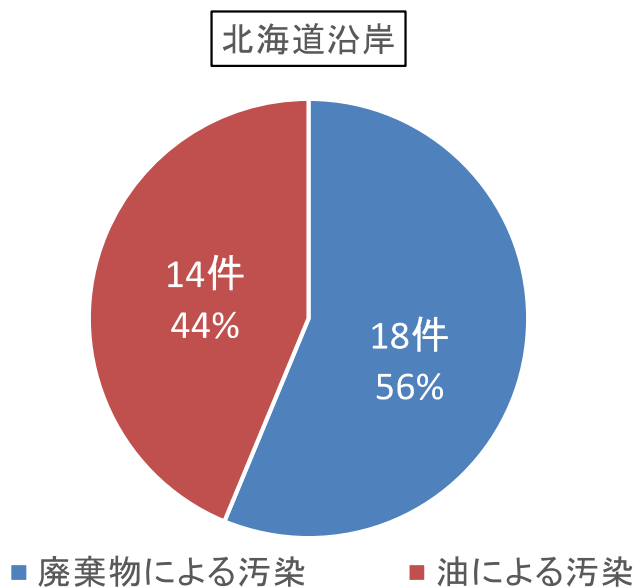
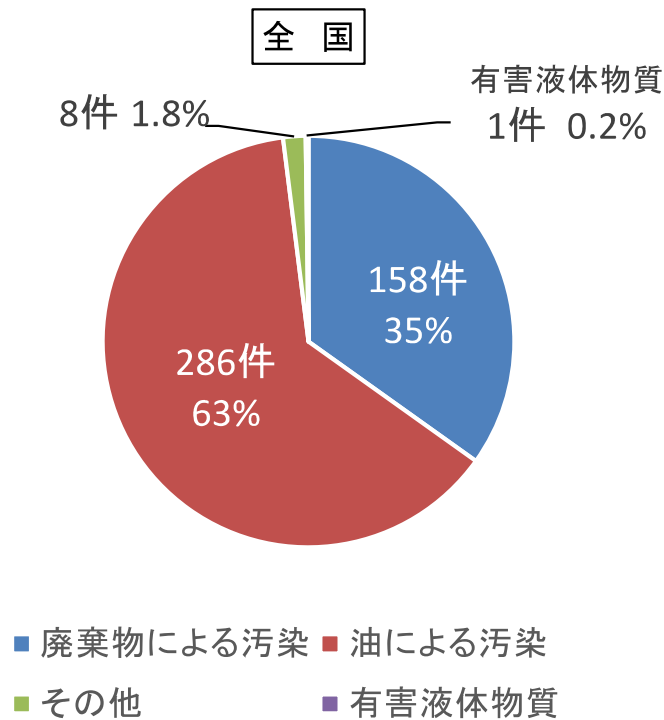


北海道沿岸



海洋汚染原因の割合(令和2年)

令和2年に第一管区海上保安本部が確認した海洋汚染の件数は、対前年比から11件減の32件であり、内訳は、廃棄物による汚染18件、油による汚染が14件でした。



※その他及び有害液体物質はゼロ

令和2年の北海道沿岸における海洋汚染の状況(廃棄物による汚染)

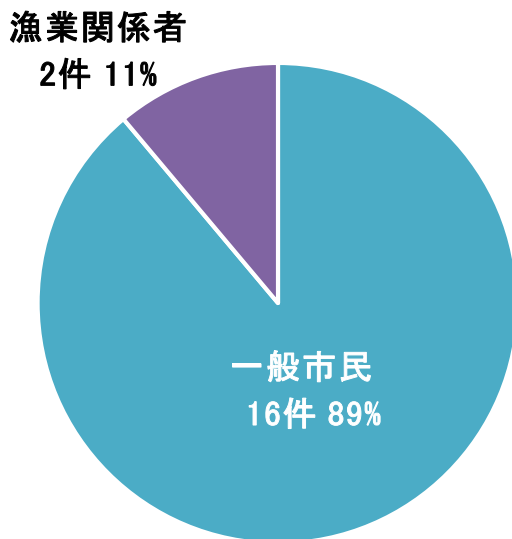
廃棄物による汚染については、前年に比べ、1件増加して18件となっており、微増で推移しています。

大部分が一般市民による家庭ごみの不法投棄であり、一部が一般市民の遊漁に伴う残渣の不法投棄や、漁業関係者による漁業系残渣の不法投棄によるものでした。

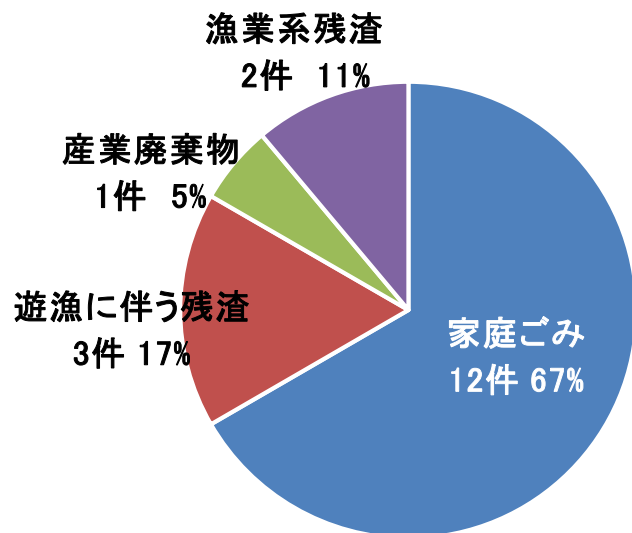
廃棄物の種類は、家庭ごみが12件となっており、家庭で発生したごみの不法投棄の割合が多くなっています。

特に、廃棄された家庭ごみは生ごみやプラスチック製品など、ごく身近にある物であり、これらを安易に海洋に投棄することは、違法であることはもちろんのこと、海洋環境に重大な悪影響を及ぼすことに繋がります。

原因者 内訳 (18件)



廃棄物の種類 内訳 (18件)



<令和2年の北海道沿岸における廃掃法違反(ごみ不法投棄)検挙事例>

令和2年6月、道南管内において漁業者の男性が不要となったサバ約5キログラムを付近海域に投棄、その翌日には、生活ごみ約7キログラムを投棄したことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙したもの。

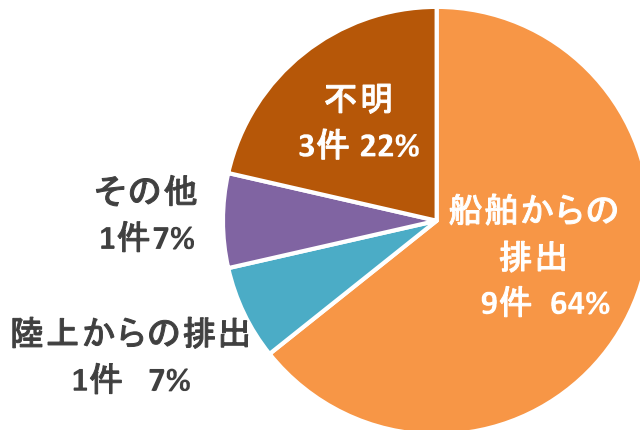
令和2年の北海道沿岸における海洋汚染の状況(油による汚染)

油による汚染14件の内、最も多いのは、船舶からの排出となり、9件で全体の64%を占めました。

主な原因としては、取扱不注意によるものが4件45%を占め、依然として作業ミスが多く見られる状況でした。

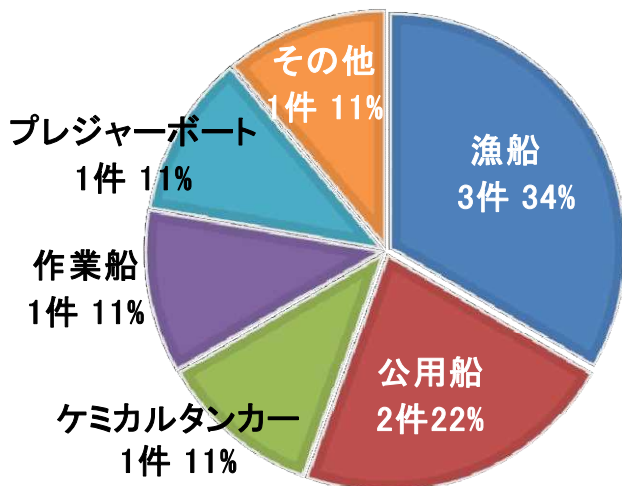
その他として海難に起因する排出及び機器の老朽化に伴う破損等からの排出を合わせ、3件33%を占めました。

排出源 内訳 (14件)



船舶からの排出の詳細 (9件)

船種 (9件)



原因 (9件)

